

一復第二九七二号

沖繩大島向遺骨遺留品發送について

昭和二十四年七月二十五日

引揚援護隊復員局庶務課長

沖繩奄美大島出身元陸海軍軍人軍属の遺骨遺留品の送付について
連合軍司令部に申請（數量は昭和二十四年六月二十三日一復第一
九二四号中熊本世話課の分を遺骨三七四九柱内英骨一六七柱と訂正
中の処別紙の通り指令があつたから左記に拠り發送せられたい。
退て遺骨遺留品の發送は既令違予算の範囲内で実施せられ度爲念。

尚佐世保引揚援護局復員部は卸下駅到着後の運搬、保管、搭載を
担任せられたい（本件について佐世保引揚援護局長宛別に遺牒して
依頼せられる）

左記

接お祈り次へより
24.7.29 復員局

- 一、發送港 佐世保（到着港は沖繩隊のもの郵箱、大島部のもの名瀬）
- 二、佐世保に於ける發送時期は電報する。
- 三、船長に積荷目録四通を交付し、遺骨遺留品には名簿一通を附す
る。（指令の第三項及び参照）
- 四、其の他は既定の通り

通知先 鹿兒島、熊本世話課、佐世保復員部 参考 西復

36

参考

(昭23.10.29一復2472號別紙)

AG 01433 (1947.3.29) GD

(SOAPIN-3527-A)

APO 500 29 march 1947

宛 日本國政府 經由 東京終戦連絡中央事務局

件名 死歿琉球人の遺骨遺留品の處理

1. 1946年12月5日附終戦連絡中央事務局書翰6435 (RJ) 件名 死歿琉球人の遺骨遺留品

還送許可申請 に関連する

2. 首題の遺骨遺留品は佐世保に集められ死歿後の完全なる名簿3部を準備すべきことを指令する
その1部は首題遺骨遺留品に添付し2部は聯合軍最高指揮官に提出のこと

3. 上記諸項を完成の上日本帝國政府は琉球諸島沖繩向け第1便の適當なる搭載力の振當に關し日
本船舶運營統制局 (スカジャツブ) に協議すべきことを指令する

4. 首題遺骨遺留品は琉球諸島軍政部に引渡される 尚以下諸項の通り適切なる積荷目録を準備す
ること

a 船長宛4部: その内2部は死歿者名簿と共に琉球諸島軍政部又はその指定する代表者に対
し船長により提出される

b 日本國政府宛3部: これは聯合軍最高指揮官に提出のため

5. 琉球諸島軍政部又はその指定する代表者が受理した積荷目録は經費算定用として第8軍司令部
に送付される

6. 首題遺骨遺留品は引渡す迄は安全に保管すること